

支部ニュース 団 東 京 2007年10月号 406

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201
郵便振替00130-6-87399 03-3814-3971 Fax03-3814-2623
メールアドレス dantokyo@dream.com

今号の主な内容

11月5日(月) 団東京支部ソフトボール大会 参加・参観・応援を！！
支部で改憲阻止署名10万筆を集めます
若手学習会に参加して……………高木一昌
東京地評・労働相談弁護団へ是非登録を……………幹事長 小部正治
「労働者の権利」討論集会へ参加を……………幹事長 小部正治
東京支部35周年 個人事務所の団員の方も、事務局の方も
10.3国会要請に参加して……………並木陽介
もがれた翼パート14「地図のない教室」を終えて……………佐藤香代
「もがれた翼 Part 14」公演……………村山 裕
9月幹事会報告
日誌

11月5日(月) 団東京支部 ソフトボール大会 参加・参観・応援を！！

来る11月5日(月)、東京支部第18回ソフトボール大会が開催されます。参加者は12チーム・100名を超え支部最大の行事になります。おおぜいの団員・関係者がゲームに参加し、熱戦を繰り広げる予定ですが、個人事務所の団員の方などでプレイされない方もぜひお越し下さい。なにしろ100名以上の団員が集まりますので、普段会えない団員に会える、いい機会になることと思います。

夕方からは表彰式を兼ねて懇親会を行います。多くの団員の参加・参観・応援をお待ちしています。

日時 11月5日(月) 午前10時30分開会 懇親会：午後4時から
場所 大井埠頭中央海浜公園 野球場 懇親会：場内レストラン キーパース
詳細・会場地図等については、同封のチラシをご覧ください

支部で改憲阻止署名 10 万筆を集めます

政治状況が大きく変わり、改憲阻止運動にも新しい展望が生まれています。

団員の皆様や各法律事務所では 9 条を守り生かすさまざまな取り組みが行われています。一人ひとりと憲法について語りこみ、憲法を大事に思う世論を草の根から広げていくことがいっそう大切になっています。

憲法東京共同センターでは、来年 6 月まで 300 万筆の署名を集めることを目標とし、来年の通常国会末までに 4 回（10 月、12 月、3 月、6 月）の国会要請行動を行うことを決定しました。そこで支部としてもその目標に呼応し、来年 6 月までに 10 万筆の署名を、東京支部を挙げて集めたいと思います。各事務所は自主目標を決めて、支部にお知らせください。

署名用紙は「憲法改悪に反対し、第 9 条を守り、平和のために生かすこと」を求めるもので、請願内容が同じならどんな用紙でも結構です。

具体的には、4 回の締め日ごとに報告用紙をお届けしますので、

各事務所で集めた署名の数を支部に報告してください。

各事務所での署名活動の経験を支部にお寄せください。

集まった署名用紙は、憲法改悪に反対する東京共同センターあてに郵送してください。と、書いてはみましたが、「一軒一軒たずねて署名を集めるなんてできないよ」「街頭で署名集めをするのは大変」とお感じになるかもしれません。「署名を集めようというかけ声だけでは集まるもんじゃない」とお思いの方もおられるでしょう。

そこで、具体的な署名集めの方法のいくつかを記してみました。

お客様の待合室に署名を備え付けてください。

また、お客様と憲法関係の話ができるようであれば署名をお願いしてみてください。

事務所ニュースに署名用紙を同封してください。送料の関係もありますが、そろそろ新年号の準備が始まっていると思いますので**ご考慮下さい**。

事務所 9 条の会のあるところは、その運動としてもご検討ください。

顧問先など関係団体に協力をお願いしてみてください。

こうした方法なら、たくさんの署名が何千、何万と集まる様子が目に浮かぶよう・・・。また署名数の集約は事務所の運動の節目や到達の確認などにも役立つことでしょう。たくさんの人と憲法について語りながら思いを広げ、10 万署名を達成しましょう！

署名用紙見本を同封しました。不足分は事務所で増刷りしてください。全労連の HP からダウンロードしても結構です。憲法会議の署名用紙も請願事項は同じです。

支部事務所に署名用紙を 4000 部用意してあります。ご希望先着順で郵送します。必要部数をお知らせください。

若手学習会に参加して

事務局次長 高木 一 昌

9月26日に開催された若手学習会に参加しました。私は現在、東京支部の事務局次長を務めており、若手学習会を企画した側の人間なのですが、それでも声を大にして言いたいです。「本当に参加してよかった」と。

今回の学習会の内容は、君和田団員による「民事・交通事故処理に必要な知識」と題する講演、加藤文也団員による「教科書裁判・東京『心の自由』訴訟に関わって」と題する講演の二本立てでした。若手の学習会への参加意欲を高めるために“実務に役立つ講演”を一つの柱として、また、学習会への参加をきっかけに自由法曹団のことを若手により知ってもらおうと“自由法曹団の精神を涵養するのに役立つ講演”をもう一つの柱として、学習会を企画したのですが、君和田団員、加藤団員による講演は、いずれも企画意図に合致した素晴らしい内容でした。

君和田団員からは、経験に裏打ちされた民事交通事故処理のノウハウについてのお話をたっぷり聞くことができました。講演中に何度か「これは知ってないと弁護過誤ものですね」という発言があったのですが、それを聞いて背筋の寒くなる思いをしたのは私だけではなかったはず。講演に参加されなかった方の為に申しますと、過失相殺される場合には健康保険を必ず使うべし、提訴は自賠責保険が支払われた後にすべし、労災保険が使えるケースでは、労災保険を使うべし、という点は肝に銘じておいた方がよいでしょう。講演では、他にも色々なノウハウが、「何故そうなのか」という点についてわかり易い具体例を挙げて、解説して貰えました。非常に密度の濃い1時間でした。

加藤団員からは、教科書裁判をはじめとして、加藤団員が関わった歴史的事件についてのお話を聞きました。加藤団員が、教科書裁判以外に関わった事件をざっと挙げると、鹿児島夫婦殺事件、堀木訴訟、百理基地訴訟・長沼基地訴訟、松陰学園労働差別事件、司法問題等があるそうです。しかも、加藤団員は、これらを弁護士1年目で担当したというから、オドロキです。ちょうど学習会に参加した頃、私は、忙しさとトラブルのダブルパンチで若干疲れ気味だったのですが、加藤団員の話聞いて、自然と元気が沸いてきました。1年目とか、新人であることを言い訳にせず、歴史的事件に取り組んできた先輩がいる。しかも成果を出している。このことは弁護士3年目であるにもかかわらず新人気分の抜けない私にとって、とても良い刺激になりました。

弁護士に限らず、どの仕事でもそうでしょうが、やはり先輩から経験談を聞くというのは、何にも勝る勉強になります。若手学習会は、第2回が11月26日（労働審判・サンケイ新聞事件他）、第3回が1月23日（遺産分割・朝日訴訟他）に開催されます。参加すれば得られるものは本当に多いです。若手の皆さん、是非とも参加しましょう。

東京地評・労働相談弁護団へ是非登録を

幹事長 小部 正治

団東京支部では既に、東京地評・労働相談弁護団を結成すべく支部団員に対して参加を呼びかけています。しかし、9月の支部幹事会時点の応募者は次の12名にとどまります。

東京4人 旬報3人 代々木3人 八王子1人 新宿総合1人
期は30期1人 40期代4人 50期代5人 60期2人

しかし、この労働相談弁護団は労働事件の法的手続きを希望する相談者を紹介するという性格上、相談者の住まいや勤務先が都内全域と予想されることから、全都の各地域にある法律事務所から参加頂くことが重要と考えます。

そこで、各事務所でもすみやかに御討議頂き、できれば複数名の登録をお願いしたいと思います。年齢経験は問いませんので、新人弁護士もOKです。

なお、東京合同、東部、城北、南部、渋谷、三多摩、まちださがみ、北千住、第一、武蔵野、台東協同からは複数の登録を強く希望いたします。

また、東京地評に行って相談を聞くことは春の特別相談週間等以外にはありませんし、八王子・三多摩等の大塚から遠隔地の弁護士に機械的に割り当てることはしません。

弁護団のイメージは下記の通りです。

記

【 参加希望者は 】

11月14日夜6時30分から、東京地評(大塚駅徒歩5分、丸の内線新大塚駅7分)において東京地評・労働相談弁護団の「結団式」(発会式)を行うことが決まっています。参加希望者は、その日程を手帳に入れ、同時に、団東京支部に氏名(事務所名及び期も)を連絡下さい。10月26日の幹事会を締め切りとします。

【 労働相談業務 】

東京地評が開催する労働相談(定例のもの又は臨時のものあるいは特定の分野に関するもの)のうち弁護士が直接面談する相談に関しては、弁護団名簿に基づき相談日をきめます(顧問弁護団として地評の運動や組織運営に参画するものではありません)。

【 事件配転 】

地評の労働相談の外に関係単産などに関する労働事件や「働くもののいのちと健康を守る東京センター」などから来る労災・職業病事件なども対象となります。

予め作成されている弁護団名簿に基づき、東京地評の担当者が地域や分野を検討して当該相談者にふさわしい弁護士を選択して相談・受任を依頼します(一定の時間に連絡がつかないときは、別の弁護士に順次連絡を取り、決定するまで連絡を取ります)。

【 事件相談と受任 】

地評から紹介された当該相談者と面談して相談に応じます。事件を受任するときは、

委任は当該労働者と弁護士の間で直接契約とします。

【 弁護士費用 】

第1回相談は5000円(税別)を目安とし、着手金及び報酬は各弁護士・各法律事務所の規定に従います。

【 事件報告 】

相談事件の結果(受任したときはその概要も)と受任した事件の結果は、それぞれ定められた書式に基づき報告します(地評として全体の把握をし、統計を取ります)。

【 事件相談・交流・報告研究会 】

年数回、全員が参加して担当事件に関する相談・交流・報告会を行い力量を高めます。うち1回は弁護団総会を行い、人事や体制その他を協議します。

【 日当 】

弁護団員には、顧問料はなく、労働相談業務や事件相談交流報告会に参加する毎に1日単位で日当が支給されます(当面1日3000円です)。

【 弁護団の概要と規模 】

当面20名前後が適正な規模と思いますが、団東京支部員であれば誰でも参加できます。

同時に、23区内及び三多摩地域の弁護士8名以上の事務所からは1名ないし2名ほど必ず参加頂きたいと考えています。

原稿〆切後のご応募で、行き違いの節はご容赦下さい。

「労働者の権利」討論集会へ参加を

幹事長 小部 正治

東京地評が主催者となり団東京支部が協賛して、第1回「労働者の権利」討論集会が、11月3日午前10時から午後4時まで、東京地評会館(JR大塚駅徒歩5分、地下鉄丸の内線新大塚駅徒歩7分)にて開催されます。

第1のおすすめは、午前中の早稲田大学大学院島田陽一教授の「格差社会と労働法の課題」(仮題)です。島田教授は労働法学会の事務局長であり、非正規雇用問題を長年取り組んで来られた学者として、現在の格差社会をどうみるか、是正すべき事柄は何かなどに関して示唆に富んだお話を伺えること間違いありません。このテーマは、午後の第2分科会「派遣・請負など非正規雇用のたたかい」に引き継がれ、ヒルトンホテル雇止め事件・一橋出版派遣事件(いずれも小林譲二団員)や中野保育園・非常勤職員雇止め事件(志田なや子団員)などの報告・討論があります。

第2のおすすめは、午後の第1分科会で、NTT遠隔地配転事件(今村幸次郎団員)や全医労労働条件不利益変更事件(加藤健次団員)など、大企業の分社化や国立病院の

独立行政法人化に伴う正社員（常勤職員）に対する合理化との闘いを論じる「企業再編に伴う労働者の権利攻撃とのたたかい」です。今起きているダイナミックな闘いは注目です。

第3のおすすめは、午後の第4分科会です。労働弁護士約50年の経験を持ち、みちのく最高裁判決をはじめとする「就業規則による労働条件の不利益変更」に関する確立した判例法理を労働者・労働組合に立場に立って創造してきた上条貞夫弁護士（東京法律事務所）が「労働者の権利、特別基礎講座」－不利益変更とどうたたかうか－を分かり易く語ります。若手団員・新人団員にとっては無料で、もしかしたら二度と聞けないかも知れない絶好のチャンスです。祝日ですが午後だけ参加しても得した気分になることを保障します。

最後に、来年も第2回が開催できるようにご協力・ご意見をお願いします。

ご案内のチラシを同封してあります。ご覧ください

東京支部35周年 個人事務所の団員の方も、事務局の方も

これまでもお伝えしました通り、来年は東京支部35周年を迎えます。その記念行事を2008年2月22日（金）午後、千代田区の如水会館（地下鉄神保町駅下車徒歩3分、地下鉄竹橋駅下車徒歩3分）で行います。この記念行事にぜひ大勢の支部団員のみなさま、ご参加下さい。

特に、今月のニュースでは個人事務所の団員のみなさま、そして各法律事務所の事務局のみなさまに参加を訴えます。

いわゆる個人事務所に所属する支部団員の数は非常に大きなものがあります。東京支部で団員数が1～2名の事務所は142事務所、支部団員の数は157名になります（2007年1月末現在、2007年支部総会議案書35ページ）。支部団員全体の数が約450名ですので、実に東京支部の3分の1は個人事務所の団員ということになります。

これは全国的に見ても大きな数です。団員の総数は約1700名ですので、東京支部の個人事務所の団員数はそれだけで全国の1割弱を占めています。また157名以上弁護士のいる単位会は全国52会中18会です。（日弁連の会員名簿目次参照）。

実は東京の個人事務所団員は全国的にも「一大勢力」なのです。

しかし、団員に限らず東京の弁護士は他の単位会に比べて弁護士の間の連絡が薄くなりがちではないでしょうか。そうであればこそ、団という「固い絆」に結ばれた関係が大切になってくるのでは、と思います。

例年、支部総会は東京を離れ1泊2日で行っていますので、個人事務所の団員の方は事務所を閉める必要があるなど総会に参加しにくい面もありました。しかし、35周年は都内、しかも平日の午後から夜にかけてなので個人事務所のみなさまもお気軽に参加

できるものと思います。長らく会っていなかった団員のみなさまと顔を合わせる機会としてぜひ35周年記念行事にご参加下さい。

また団の活動を支えてくださる重要なパートナーが各法律事務所の事務局のみなさまです。いろいろな集会や諸企画、宣伝活動や国会要請などの取り組みに事務局のみなさまもご参加、ご協力いただいています。しかし、やはりこれまでの総会は事務局のみなさまが多数ご参加するには難しい面もありました。35周年はぐっと参加が容易になります。是非、この機会に事務局のみなさまもご参加下さい。

もちろん、集団事務所のみなさまは事務所を挙げてご参加下さい。

個人事務所のみなさまへ 支部35周年へ向けて、ニュース原稿執筆のお願い

東京支部事務局長 大崎潤一

拝啓

先生におかれましては、ますます御健勝のことと存じます。

さて、自由法曹団東京支部では来る2008年に支部35周年を迎え、記念行事を同年2月に予定しています。毎月の支部ニュースでも35周年に向け、それにちなむ記事を掲載したいと考えています。

ニュースには集団事務所の団員の記事がよく掲載されておりますが、個人事務所の団員の皆様にもぜひ積極的に原稿をお寄せいただきたいと考えております。

原稿内容・字数については自由です。図表や写真の添付も歓迎いたします。毎月10日に締め切り、当月号での掲載が例となっております。(毎月本部常任幹事会の第3土曜日までの発行を目指しています)。なお原稿到着が10日以降の場合には翌月号の掲載となることがあります。

原稿ご送付にはe-mailもご利用いただけます。(dantokyo@dream.com)

先生の玉稿で支部ニュースを飾り、35周年を盛り上げていきたいと考えておりますので、ぜひご執筆のほど宜しく願います。

敬具

10.3 国会要請に参加して

並木陽介 旬報法律事務所

去る10月3日、テロ特措法の延長・新法に反対する国会要請に参加しました。

当日のお昼ころに、事務所の先輩である島田弁護士から、「並木君、午後空いてる？国会要請に行くんだけど、よかったら行かない？」と、お茶でも飲みに行くかのように誘われ、まだ事務所に入って間もない新人ゆえ、多少時間をもてあましていたので（注：決して仕事を与えられていない訳でも、放置されている訳でもありません）、面白そうなイベントだ！とばかりに、ついて行くことにしました。

議員会館の中を回ってみると、当然のことながら、某知事の三男や神の国発言の主などテレビでよく見る代議士の部屋がいくつもあり、「有名人に会える！」といささかミ－ハーな気分になってきました。

いざ島田先生について自民党の代議士の部屋を回ってみると、当日は国会の代表質問の日であったため、代議士は全員出払っており、どこの部屋も秘書の方しかいませんでした。せっかくテレビでよく見る代議士を直接見るチャンスだったのに！と、ちょっと残念な気分になりましたが、そもそも有名代議士を回るツアーではないので、気を取り直し要請行動に。

代議士の部屋をノックすると、政策秘書と思しき方が対応してくれました。大抵の代議士の秘書さんはこちらの話を「うん、うん」と聞き「代議士に伝えます」という対応でしたが、とある代議士の政策秘書さんは部屋の中まで招き入れてくれソファに座りながら話を聞いてくれました。そこまではよかったのですが、こちらが「テロ特措法にはいろんな問題があるが、特に憲法上の問題点があり・・・」という説明を始めると、その政策秘書さんは「いや、でも先生ね、そうは言っても日本がアメリカに占領されていたころは・・・」などと始め、反論になっているんだかなってないんだか、なんだかよく訳のわからない話を始め、話をはぐらかされてしまいました。なんなんだろう？と思いつつ、とりあえず要請文を渡してそそくさと退散してまいりました。恐らく要請文は代議士に渡してくれるとは思いますが・・・。

ま、そんなこともございましたが、自民党代議士（正確には秘書さんでしたが）であっても、こちらが弁護士ということもあってか、意外にも門前払いすることなくテロ特措法延長・新法反対の要請も聞いてくれるんですね。弁護士として、通常の訴訟だけでなく、こういう形で平和の問題にかかわっていくことができることがわかったというのは、いい経験でした。今回は島田弁護士にまかせっきりで、自分は後ろにくっついてニコニコしていただけですが、これをきっかけに少しずつ自分の言葉で伝えることができるように勉強していきたいと思います。

参加させていただいてありがとうございました。

もがれた翼パート 14

「地図のない教室」を終えて

佐藤 香代 台東協同法律事務所

9月22日、東京弁護士会主催の、子どもたちと弁護士でつくるお芝居「もがれた翼パート14～地図のない教室～」が上演されました。

もがれた翼は、子どもの権利条約が批准された1994年から、子どもの権利侵害の現実を広く知ってもらう目的でスタートし、今年で14作目を数えます。子役も、以前は、特定の高校演劇部の全面協力を受けてきましたが、現在では一般公募により募集し、約2ヶ月の子どもの権利やお芝居に関するワークショップを経て、配役が決まります。

今年のテーマは、「いじめ」。舞台は、新設の中高一貫公立校です。

4月の始業式、4年生(=高校1年生)になった子どもたちが、元気よく教室に入ってくるシーンから物語は始まります。しかし、徐々に教室の雲行きは怪しくなっていきます。

直樹は、塾や部活に忙しい仲間のために、みんながどこからでも書き込んでコミュニケーションが図れるように、携帯電話用のサイトを立ち上げます。しかし、いつしかそれは、「学校裏サイト」として、同級生の悪口や学校への反感が無数に書き込まれ、いじめや学級崩壊の謀議の場となってしまいました。

優等生の拓実は、学級担任である新人教師の浅野に求められるままに、同級生の校則違反の実情を話していたことが、クラスのリーダー的な存在である幸太郎の反感を買います。そして、幸太郎は、拓実をいじめの標的とすることを裏サイトで提案します。

幸太郎と一緒に面白半分に拓実を追い詰める生徒、雰囲気になされて追従する生徒、いじめに反感を持ちながらも次に標的となるのを恐れて沈黙する生徒、教室の中で、さまざまな子どもたちの思いが交錯します。

いじめの進行と同時に、学級も徐々に崩壊していきます。相次ぐサボタージュに、授業は成立せず、誰も教師の言葉を聞こうとはしません。

担任の浅野は、暴走する子どもたちを前に不安を募らせ、自信を喪失させていきますが、主任教諭からは、「今、上のほうでは生徒の動向を職員の査定評価に直接組み入れる案も出てるんですから。気をつけなきゃ。」と一方的になじられます。さらに、学級崩壊対策を議論する職員会議で、副校長は、「ルールに従う気がないのなら出ていただいて結構。それが集団であり、組織のためです。それは、生徒も、教師も同様に...と私は考えます。」と、さらに浅野を追い詰めます。

こうして、子どもたちは、いじめを自らの力で止めることができず、学校の教師も、いじめの存在を見抜くことができません。追い詰められた拓実は、飛び降り自殺を図ります。

現実の社会でも、昨年の秋、子どもたちの相次ぐいじめ自殺という悲劇が生まれ、校内のいじめ問題が社会的にもクローズアップされました。文部科学省も地方自治体も、緊急対応に追われ、さまざまな通達やマニュアルを発表してきました。しかし、その内容は、主として、「いじめは人権侵害、絶対に許されない」との呼びかけの下に、「加害者」への厳罰化を推し進めるものです。

文部科学省の提示するいじめ対策では、「加害者」への「毅然とした対応」を推進し、学校に対して、出席停止を含めた校内処罰の強化に加え、いじめが犯罪に当たるような場合には速やかに警察へ通告するよう促しています。また、学校教育法上禁止されている体罰の解釈についても、「教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。」として、個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が必要である、などとする通達も出ました。こうした「加害者」への厳罰化を通じて、他の生徒らを押さえ込もうとする発想は、警察学校相互連絡制度の導入、少年法改正と相通じるものです。

しかし、こうした単純な厳罰主義は、子どもたちの目から見たいじめの実態を、正確に捉えてはいません。

物語の中で、いじめが明るみに出た後、学校は、裏サイトの管理人である直樹を「いじめの扇動者」として真っ先に停学処分に付し、事態の幕引きを図ります。しかし、子どもたちは、拓実に対するいじめのリーダーが、本当は幸太郎であったことを知っています。そして、自分たちも、ともに拓実を追い詰めたことを知っています。そのような中で、子どもたちは、直樹をスケープゴートにする学校のやり方に違和感を抱きます。

一方で、いじめを扇動した幸太郎もまた、母親の激しい虐待から弟を守りながら必死に生きなければいけない、厳しい現実と戦っていました。担任教師の浅野は、偶然、幸太郎の私生活の実情を知ったことをきっかけに、子どもたちの現実の声と向き合うことを決意します。学校は、こうした浅野の呼びかけで、子どもたち一人ひとりからの聞き取り調査を行い、子どもたちの視点からの学校再生を目指して、再び動き出します。

「地図のない教室」というタイトルには、明確な解決策がなかなか見つからない現在の学校現場の閉塞した状況を暗示する意味に加えて、これからまたみんなで道を探していこうよという意味も込められていました。

9月22日当日。観客は750人を超し、過去最高の観客動員数を記録しました。アンケートでも、「大変感動した」「いじめの複雑な構造がよくわかった」「学校現場の状況がよくわかった」という多数の声が寄せられました。

この演劇が、「子どもたちのための学校再生」について、大人と子どもがともに考える機会となることを願ってやみません。

「もがれた翼 Part 1 4」公演

村山 裕 東京中央法律事務所

2007年9月22日、東京弁護士会主催の子どもたちと弁護士がつくるお芝居「もがれた翼 Part 1 4『地図のない教室』」が、足立区の東京芸術センター「天空劇場」で上演され、昼夜2回公演で合わせておよそ750人が集まった。

「もがれた翼」公演は、1994年に、少年当番弁護士制度の立ち上げを期し、子どもの権利条約の批准を記念して、少年事件、校則・退学問題、児童福祉問題などを取り上げ、子ども・親・市民に「子どもの権利」を考えてもらおうと始まり、ほぼ毎年上演し15本目になる。この10数年、その時々、子どもの権利状況からテーマを拾って来た。いじめ問題、少年法「改正」問題、虐待被害者の支援、犯罪被害者の権利保障、困難を抱える子どもたち寄り添い、自立を支援する在り方、教育虐待・ネグレクトの問題、管理と競争に傾斜する教育「改革」の行き着く先、などが取り上げられた。その中から、居場所がなくなってしまった子どもの「シェルター」や「子どものための法律事務所」などのアイデアが生まれ、「シェルター」を運営するNPO法人「カリヨン子どもセンター」の設立や、東弁開設の都市型公設事務所に「子どもの人権」のスタッフを置いて貰ったり、「夜間相談」の場所の提供を受けたりと、子どもの権利救済や支援の仕組みが具体化していった。(子どものシェルターは児童福祉の谷間で、続いて愛知や横浜でも取り組みが始まった。)

今年のテーマは、昨年の教育基本法「改正」法案の審議の中で問題となり、社会的注目を集めた「いじめ」問題。10数年前にも取り上げたテーマだが、東弁の「子どもの人権110番」では、「いじめ」に関する相談件数は、この10年来常に上位を占めていた。沈静もしていなかったし、急に問題化してきたのでもない。また、「いじめ」を「根絶する」として、学校から排除することによって解決するものではない。「いじめ」によって傷ついている子どもに寄り添って支えつつ、「いじめ」が何故起こってくるのか、いじめる子を突き動かしているものは何かを考え、学校・家庭など子どもの置かれている状況全般の改善が不可欠だという、「子どもの人権救済活動」の中で実感してきたことが、シナリオに織り込まれた。携帯電話やインターネット環境の下での、「学校裏サイト」を使ったり、格差社会の中で生活に追われる親によるネグレクトや、学力・進学実績での学校評価を高めるための管理教育などにより、子どもがストレスを高める中で起こる「いじめ」。学校のヒエラルキーの中で評価され管理され、子どもに向き合う余裕のない教師…。

演じるのは、東弁子どもの人権委所属の弁護士と、公募で、演劇の基礎的スキルと子どもの人権についてのワークショップに参加した子どもたち。演劇部の経験者もいるが、「もがれた翼」を観て出てみたくなると参加してくる子どもたちもいる。弁護士も、10数年を経て、若手の参加が多くなってきている。子どもたちと付き合い、演技力を

磨くことが楽しいことはもちろんだが、弁護士スキル向上に繋がる期待もあるのかもしれない。

関心が高まる中での「いじめ」問題がテーマであったこと、ここ数年渋谷の都立児童会館であったのを、足立区に移し、「要保護児童対策協議会」の共催や「区教育委員会」の後援を得て、昼・夜2回公演としたことや、「子ども、大人、ともに生きる私たちのために」と銘打ち、東京3弁護士会共催の「弁護士が答える『子どもの悩みごとほっとライン』」と同時企画して広報に努めたことなどが功を奏し盛況となった。休憩なし2時間弱の劇をリハーサルも含め1日3回とおすのは、流石に体力的に応えたが、フィナーレのアンコールで役者が再び舞台に呼ばれるなど、近年になく大きな共感を得たという実感である。

「もがれた翼」は、来る11月1日の人権大会シンポジウム第2分科会で、初の全国向け公演も予定され、来年の「Part 15」の準備も始まっている。

「文化活動」などというとなんか古くさいが、昨今の社会・政治状況の中で、メッセージを伝え、ともに考え、行動して貰う切っ掛けを提供する、今に相応しい双方向情報手段として見直されて良い方法なのではないだろうか。



東京弁護士会HP もがれた翼パート14ワークショップ報告より

9月幹事会報告

2007年9月25日 参加者 13名

1 特別報告 「東京大気訴訟について」 原 希世巳団員

和解内容 医療費救済制度が創設された。これが原告団については大きな確信につながっている。患者には医療費が大きな負担となっており、この心配なく病院にいけるといふ勝利感。

裁判の中でSPM差し止めが実施された。平成17年以降、激甚交差点でもSPMでは環境基準を実現。東京都では環境改善が実現している。今後の課題はPM2.5(微小粒子)の影響での喘息患者。これを解決しないことには公害は解決しない。この問題などについて検討する「連絡会」を設定することが和解条項に。

解決金については難しい判断だったが、一審判決の認容水準の3倍。救済制度合わせるとメーカーは45億円も出させた。胸を張って和解に応じた。

たたかひの教訓 メーカーを被告にすえたことは、大きな決断であった(勝てるのか、運動になるのか)。しかし、運動の目標が明確となった。メーカーは、ユーザーの動向を非常に気にすることが分かった。都内ディーラー店に要請行動(2004夏)をすると、これは大変に効いた。トヨタの姿勢が変わってきた。

提訴当時は、地球温暖化問題が騒がれていて、ディーゼルは地球に優しいと言われていた。民主的な人からも批判があった。国の責任追及も行った。

メーカー責任をどう深めるか。

一次判決で敗訴判決を受けた。がっくり来たが、先が見えるまで一年間くらいかかった。

弁護団が運動の前面に立つことで運動が発展した。それでも2004年ころには弁護団は前に出ていないとの批判も出た。

最終盤、トヨタの前に24時間無期限座り込みをしたいという原告団の希望もあり、実施した、弁護団も参加した。

今後、救済制度は5年後検証して見直すことになっている。東京都の言うには、5年後には国に作らせましようと言っていた。決して打ち切りを前提とはしていないと言っている。その点は一致しているが、一つは、どう国に作らせるのかという運動。作れる保証はない。原告団としては、どうやっていくのか全国で議論。喘息患者を組織化する活動を行っている。また、排ガス公害根絶のたたかひもあり、どうやって世論を高めていくか。こういった課題を解決するまで解散しない。

メーカー責任を追及するうえでトヨタが鍵であった。トヨタは救済制度の創設の場面ではいい役割を果たした。メーカーは一枚岩ではなかったが、トヨタが全体をまとめた。ところが、和解の最終盤、トヨタは解決金については態度を豹変させた。裁判外での交渉でも金額を言わず、裁判所の案があれば払いましようという態度、さらに裁判外での

交渉はしない。24時間座り込み18日間続いた。最終的に、裁判所の和解案はせいぜい勝利判決並みの水準にとどまった。和解成立時に、トヨタにコメント（謝罪）を求めたが、トヨタは拒否した。原告団は、このような対応を見て、メーカーの責任追及を続ける方針である。

通常、裁判が解決した場合、弁護団は後続する訴訟等には加わらないものであった。それは、双方に、信頼関係が生まれるからであるが、われわれは、メーカーについては、そういった関係が生まれた気がしない。メーカーは後続訴訟を恐れているが、弁護団としては道義的なしぼりは全くない。今も、戦闘体勢は解いていない。

（質疑応答）

一審で負けて、展望が見えたのは、メーカー責任の分野で、オイルショック当時トラックを一齐にディーゼル化したことを責任原因としたことで活路を見出した。

地裁2次～5次で勝利判決をとることを目指して法廷活動をしたが、地裁の状況は予断を許さなかった。その中で、トヨタが解決をめざす姿勢を取るようになり、方向性について議論が生まれた。結局、判決を取らずに解決という方向性が生まれた。トヨタの方向性に伴って、東京都も前向きになった。制度をまず実現させて、賠償はまあ何とかなるだろうというような感じ。

今後の国の制度設計は、全国患者会が中心となって、作っていく。

患者の認定要件については、東京都との協議で、喘息の診断書があり、非喫煙者であること、居住要件。

2 若手学習会

講師は準備万端。司会は山下次長。鈴木剛次長はまとめの言葉。8時半から懇親会。

懇親会の場所は、東横インの並びの「えんまや」にて。式次第については、特に会議とはせず、フランクに、自己紹介と感想を述べることにする。

3 本日、新首相指名

国会情勢についての議論

サマーセミナーでの議論では、民主党公約との関係で、今国会では憲法についてはあまりがんばらないのではないかと言われていたが、現状では、忘れないでしっかり日程に上がっているようにも思われる。

新内閣は、自民党再建の道を進むのか。タカ派安倍辞任に伴い、民主党との間で話し合い改憲の道に進むのではないか。

渡辺治先生の基調講演があったが、そこでは、「明文改憲のスケジュールは遅れるだろう。しかし、終わり（発議）まで本当に狂うのかは分からない」とのこと。「憲法審査会は別に3年間活動する必要はない。その間に発議できる状況を作ればよい」と中山太郎が言っている。枝野は安倍のもとでは改憲論議はしないと述べていたが、今後、改憲論議が進む可能性はある。

民主党の現在のスタンスは、今度の総選挙までであろう。総選挙後には新しい改憲の局面が出てくるだろう。改憲スケジュールが本当に狂うのかは、総選挙の結果にかかってくるのではないか。だから、来年の3月までは目立った動きはないのではないか。

衆議院の任期は2009年まで。解散は5月サミット後ではないか。今後6年間、参議院は民主党が第一党だろう。民主党に、護憲の立場でオルグする必要があるのではないか。東京弁護士会が150人委員会を作るから、この状況を生かしたい。

3年後国民投票の投票権を得る15歳以上の国民との話しこみができないかと考えている。

必ず解散はするだろう。民主党の働きが重要である。しかし10日間の総裁選によって、自民党の人气が回復か？

民主党の新人議員の多くは、改憲に反対と言っている。これは、どう考えるべきか？
党で、意思統一していないから？

今の雰囲気、憲法改正を言わせないのか？

民主党の方向性を決めるためにも、世論の盛り上がりが必要で、今までやってきた運動をさらに盛り上げることが必要である。

渋谷共同では、事務所会議前の朝の駅頭宣伝をやっている。それでタイムリーなピラを作った。

テロ特措法の延長は無理。新法を出すしかない。

テロ特反対の理由をどうするか？自衛も国連も正当化するものではないという点を出すべきではないか。今やっていることは、テロ特自体にも違反している。新法は、国会の事後承認もなくすと言っている。

10月3日夜の集会（日比谷野音）に結集を呼びかけるべきではないか。

共同センターの運動としては、大崎団員が事務局となった。島田団員が幹事会に出席している。

「日本の青空」新宿、千代田での上映。八王子ではすでに上映済み。

9条署名に取り組みよう（来年6月までに10万筆をめざす）。

4 改憲と貧困・格差の取り組みの結合

9・3非正規労働シンポジウムに水戸、埼玉、神奈川などからも集まった

若い人が集まった

間口の広い話になった

全労連・地評・青年ユニオン・鷲見先生が報告された。

5 東京地評労働相談弁護団

多数の参加を目指す。

当面は、事件の相談の関わりをしていくが、今後、運動面で地評に関わってもらうことを目指そう。

11月3日に地評が権利討論集会を開催する。

10月12日に全労連が「これでいいのか労働裁判」の集会をする。全労連会館で6時30分から。

労働契約法について、連合は推進するのか。それに対する高木会長談話がある。いつ動くか分からない。労働者派遣法の全面改正の問題。

6 教育

教科書について、沖縄の検定意見抗議の決議を上げる。検定制度自体についての取り上げ方。検定意見の主体を検討する。

9月29日沖縄県民集会にこの支部幹事会決議を伝える。

9月22日活動者会議では学テ問題、バウチャー問題、貧困問題などが議論された。

7 警察問題

都が防犯カメラ活用マニュアルを発表

8 35周年企画

出版物については大体決まった。リーフは梅田団員が中心となって編集（8～10ページ）

写真を載せる 難しい内容は載せない 35周年を回顧するものとする。

シンポジウムをどうすればよいか。

9 団ソフトボール大会

12チームで納まらなかった場合どうするか？

懇親会まで残ってもらうには？

10 その他

団総会プレ企画で若手学習会のことを発表

11 新事務局次長

鈴木眞団員（東京合同）が事務局次長に選任されました。よろしくお願ひします。

日誌 9 / 12 ~ 10 / 15

- 9月12日 自由法曹団教育問題対策本部
20日 自由法曹団将来問題委員会 / 憲法改悪に反対する東京共同センター第19回運営委員会
22日 自由法曹団教育問題対策本部全国活動者会議
25日 東京支部組織財務委員会 / 東京支部幹事会 / 支部幹事会決議「教科書に沖縄戦『集団自決』の真実を」
26日 東京支部第1回若手学習会 / 自由法曹団司法問題委員会 / 自由法曹団事務局会議 / 自由法曹団労働問題委員会
28日 自由法曹団改憲対策本部事務局会議
10月 3日 自由法曹団「報復戦争参加法に反対し、自衛隊の撤退を求める」国会要請 / 自由法曹団市民問題委員会 / 10.3「テロ特措法をやめさせ自衛隊をインド洋から引き上げさせよう」中央集会 in 日比谷野外音楽堂
4日 憲法改悪反対共同センター第6回憲法闘争の発展をめざす全国交流集会 / 「少年警察活動規則野市部を改正する規則案」に対する自由法曹団東京支部の意見
5日 自由法曹団将来問題委員会 / 青法協憲法委員会「戻っただけで自衛隊有志の会」国会要請
6日 国民救援会東京都本部第61回大会
8日 自由法曹団国際問題委員会
9日 自由法曹団改憲対策本部 / 憲法改悪に反対する東京共同センター新宿西口宣伝
10日 自由法曹団労働問題委員会 / 自由法曹団事務局会議
11日 自由法曹団・少年警察活動規則「改正」に関する国会要請行動
12日 東京支部事務局会議 / 自由法曹団警察問題委員会 / 全労連・自由法曹団「これでいいのか労働裁判」
15日 「全国いっせい学力調査の結果公表の中止を求める要請書」 / 東京憲法会議常任幹事会

ご連絡

中野和子団員（ウェール法律事務所）の御尊父・中野實様が、9月20日、ご逝去されました。謹んでご冥福をお祈り致します。